

仕様書

1 業務名称

市営保育所におけるタブレット端末の貸借及びデータ通信回線サービス利用等

2 事業概要

市営保育所において保育業務支援システムを導入するにあたり、タブレット端末等の貸借及びデータ通信回線サービスの利用に係る業務

3 契約期間

契約の日から令和12年3月31日まで

4 業務内容

(1) タブレット端末の調達

ア 仕様

納品時は端末、MDMソフトウェア、フィルタリングソフトウェアは一体のものとして使用できる状態で納品を行うこと。詳細は契約後に別途指示する。

機種	iPad (2020 iPad 10.9 (第10世代)以降に発売されたもの)
OS	iPad OS 16.1以降
モデル	Wi-Fi + Cellular モデル
メモリ	4GB以上
ストレージ	64GB以上
画面	10~14インチ、タッチパネル
スロット	SIMスロットを有しており、仕様を満たすSIMカードが装着されている 又はeSIMを搭載していること
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ
外部接続端子	ハードウェアキーボード(スタンド一体型)に接続するための端子を備えていること
バッテリー稼働時間 (メーカー公称値)	8時間以上
その他	(1) 端末を適切に運用するための以下の機能を有していること ア 端末の稼働状況を把握できる機能 イ マルウェアから端末を保護する機能 (2) 画面に市販の保護フィルムを張り付けておくこと。 (3) 5年間の使用を想定した機器選定を行うこと。 (4) 充電用ACアダプタが付属すること。 (5) タブレット端末の基本操作方法を記載した資料(日本語のみ可)を納品すること。

- | | |
|--|---|
| | (6) 故障や貸借期間満了等の理由により機器の返却を行う場合は、本市においてデータ消去を行ったうえ、機器を返却するものとする。
(7) 納品機器の型番を統一し、同一品を納品すること。ただし、納品完了前に選定品が製造終了し、やむを得ず後継機へ移行する場合は除く。 |
|--|---|

イ 数量及び納品場所

別添1「納品先、納品数一覧」のとおり。ただし、納品場所ごとの台数は調達時の見込みであるため、総台数を超えない範囲で納品場所を変更することがある。

(2) データ通信回線サービス

ア 日本国内において、毎月定額で利用できること。ただし、ユニバーサルサービス料の変更に伴う金額変動は可とする。

イ LTE/4G 又は 5G による通信サービスを安定的に提供すること。

ウ 1 台あたり、7GB/月以上のデータ通信ができること。

エ 端末ごとにデータ通信量を計測し、一定の通信量を超える場合は通知する等、毎月の利用状況を本市が把握できるようにすること。

オ 1 か月当たりの通信量が超過した場合であっても、低速措置などで通信を確保すること。

カ 端末納品後速やかに開通すること。

キ 以下の要件を満たすホームルーターなどの機器を別添1「納品先、納品数一覧」のとおり設置すること。ただし、タブレット端末1台あたり、20GB/月以上のデータ通信が可能な場合は、不要とする。

- ・ セキュリティ強度の高い暗号化方式 (WPA3 (AES)、WPA2-PSK (AES) など) を利用していること。
- ・ 必要に応じてファームウェアの更新が行われること。
- ・ タブレット端末が20台以上接続可能であること。
- ・ データ容量が無制限であること。
- ・ LTE/4G 又は 5G によるデータ通信サービスを安定的に利用できること。
- ・ データ通信に係る通信料は、通信の時間及びデータ量に応じて変動しないこと。
- ・ 同じ住所地内であれば機器を移動して利用が可能であること。
- ・ 故障、紛失等の際の端末補償に加入すること。

ク データ通信回線のトラブル並びに、契約回線の追加及び廃止等の連絡受付窓口を用意すること。

ケ 端末が設定したとおりに動作しない場合の問合せを受け付けた場合は、問題解決を図ること。

(3) 端末の管理等

ア MDM ソフトウェアは以下の機能を有すること。

- ・ 許可したアプリ以外のインストールを制限すること

- ・ 無許可の記録媒体や周辺機器の接続を制限すること（自動的に接続しないようにする）
- ・ 接続許可する Wi-fi を制限すること（Wi-fi ホワイトリストの作成・変更）
- ・ 指定の無線以外のネットワークに接続できないように制限すること
- ・ 紛失時の端末ロック及びデータを削除すること
- ・ 端末のデータを復元又は判読が不可能な方法により消去すること
- ・ アプリ配信管理機能があること
- ・ 端末位置情報の取得ができること
- ・ iPad OS 端末の管理運用で使用された実績があること

イ フィルタリングソフトウェアは以下の機能を有すること。

- ・ URL フィルタリングであること
- ・ カテゴリに基づく閲覧制限ができること
- ・ 管理者が対象 URL 名をホワイトリスト及びブラックリストに閲覧制限を追加及び削除できること

ウ 端末やその他周辺機器の故障、破損又は紛失時には、無償交換が可能な補償サービスを付加すること。ただし、本市が承諾する場合は、無償交換以外の補償サービスについても認める場合がある。なお、補償を行う際に、製造停止等の理由で端末が調達できない場合、後継機で対応することも可能とする。

エ 貸借期間終了後は、タブレット端末を返却するものとする。

(4) 設置、設定作業等の詳細

ア 作業条件

- (ア) MDM ソフトウェア及びフィルタリングソフトウェアの初期環境構築費を含むこと。
- (イ) 本市担当者に対し、使用方法の説明を実施すること。なお、説明資料は、実際の操作画面のキャプチャ画面を操作手順ごとに使用するなど、初心者でもわかりやすいものとする。
- (ウ) iPad 本体には、各種設定を施し、すぐに使用できる状態で納品すること。
- (エ) 納品先での現地作業は原則 9:00～17:00 に行うものとする。
- (オ) 休日、祝日の現地作業の実施は原則として不可とする。

イ iPad の設定

- (ア) 設置場所ごとに、対応するホームルーターなどの機器への接続を行うこと。
- (イ) 本調達で構築した MDM ソフトウェア環境の管理下とした状態で納品すること。
- (ウ) 本調達で構築したフィルタリングソフトウェアが適用された状態で納品すること。
- (エ) 本市が指定するアプリのインストール及びアンインストールを実施すること。なお、作業については MDM ソフトウェアを使用して対応できる範囲とする。

ウ 端末の運搬・設置・据付け（納品・開梱・設置）

- (ア) 別添 1 「納品先、納品数一覧」に記載のとおり、端末等の機器を令和 7 年 8 月 1 日から貸借開始できるよう納品先へ配備すること。具体的な配備日程は納品先施設の受入れ体制等を考慮し、本市と協議して設定すること。なお、貸借開始日にかかわらず、貸借期間の終期は本契約期間の終了日とする。

- (イ) 納品場所への配送の前に、本市が機器管理上必要な情報（納品日、納品場所、管理番号、機器種別及びシリアル番号）について、エクセル等のデータにより提出すること。提出期日は、協議のうえ決定するが、(ア)の作業及び配送の手配に要する期間を踏まえたものとする。
- (ウ) (イ)の情報を基に、本市が設定する管理番号に関するラベルを、受注者において作成し、iPad本体の目立つ箇所に貼付し納品すること。ACアダプタについては本体に、「京都市」の文字を印字したラベルを貼付すること。
- (エ) 全ての機器に初期不良がないことを確認すること。確認をしたにもかかわらず、本市が使用して初めて不良品であることが発覚した場合は、速やかに機器の交換を行うこととし、やむを得ない事情により、交換までに1週間以上かかる場合は、事前に本市と協議し、許可を得ること。
- (オ) 納品作業完了後、納入確認票に現地職員2名による受領印又はサインを受けたうえで、写しを現地職員に交付すること。なお、カーボン複写式によらない場合は、本市設置のコピー機を使用して複写して差支えない。納入確認票の原本は、納品書に添付する形で本市に提出すること。
- (カ) 納品時に問題が発生した場合は、速やかに本市に連絡し、指示を仰ぐこと。また、納品後に1か月以内に発生した納品に伴うトラブルや不具合については受託候補者の責任において適切に対応を行うこと。
- (キ) メーカー標準保証の内訳とサービス内容及び対応フロー（連絡先、引渡方法、標準的な対応に要する期間等）について、受託候補者の選定後速やかに本市へ報告すること。

(5) その他

- ア 本仕様書に記載している内容に加えて、受託候補者が提案した内容についても確実に実施すること。
- イ 本仕様書に記載している内容であっても、受託候補者が不要と提案したものでかつ本市が承諾したものについては対応しなくても良い。
- ウ 納入物品は、付属品を含めいずれも未使用品であること。
- エ 機器等の輸送、動作確認にかかる費用については、全て受託候補者が負担すること。
- オ 本業務を履行するにあたり、本仕様書に記載されていない事項、又は作業のうへで疑義が生じた場合は、必ず本市と協議を行い、その決定をもって作業を進めること。
- カ 本市の許可なく本業務で知りえた情報や資料等については公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- キ 業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後又は解除後においても守秘義務を負うものとする。
- ク 本仕様書によるほか、別添2「電子計算機の保守を含む賃貸借契約に係る共通仕様書」に従い本業務を遂行すること。本仕様書に定める内容と共通仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、本仕様書に定める内容を優先するものとする。

5 支払方法

(1) 初期費用

機器の納入及びキッティング作業完了をもって、履行確認を行うものとし、請求を受けてから支払うものとする。

(2) その他通信費等

原則、月額払いとし、前月分の請求を受けて支払うものとする。ただし、ソフトウェアのライセンス等については、履行確認後に請求を受けてから支払うものとする。

6 特記事項

本仕様書に定めがない事項及び別途協議が必要な事項については、本市と協議のうえ決定するものとする。